第六条　削除

第七条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあっては、その他資産（第百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）

二　債務保証見返勘定

三　期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証

四　派生商品取引に係る資産

五　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六　自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七　第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

八　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第九条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第三項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額」に改め、同条第六項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額」に改める。

第十条の見出しを「（連結自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第十一条中「（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。）」を削り、「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第十二条　第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額を除く。）

二　コア資本に係る調整後少数株主持分の額

三　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であって持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第十五条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額に相当するものをいう。）をいう。第十六条第二項第五号において同じ。）を含む。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ　負債の時価評価（組合又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ　前払年金費用の額

二　自己保有普通出資等の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四　少数出資金融機関等の対象普通出資等の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一　残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二　残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。